ロ　当該連結欠損金額に係る連結欠損金繰越控除額から当該連結欠損金額に係る各連結法人のイに掲げる金額の合計額を控除した金額に、各連結法人の控除前非特定連結欠損金個別帰属額（当該連結欠損金額に係る連結欠損金個別帰属額から当該連結欠損金個別帰属額のうちに含まれる特定連結欠損金個別帰属額を控除した金額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額のうちに当該連結法人の控除前非特定連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額

二　法第八十一条の九第一項第二号に掲げる場合　当該連結欠損金額に係る連結欠損金繰越控除額に、当該連結欠損金額のうちに当該連結法人の当該連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額

第百五十五条の二十一に次の二項を加える。

4　法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された連結欠損金額に相当する金額のうち特定連結欠損金額に係る金額は、各連結法人の前項第一号イに掲げる金額の合計額とする。

5　第二項の規定により同項の連結法人の欠損連結事業年度の連結欠損金個別帰属発生額に加算し、又は連結欠損金個別帰属発生額から控除する金額がある場合において、第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときはこれらの号に定める金額を当該連結法人の当該欠損連結事業年度において生じた特定連結欠損金個別帰属額から控除する。

一　第二項第一号に掲げる場合　同号に定める金額

二　第二項第二号に掲げる場合　同号に規定する被合併法人等の各連結事業年度において生じた特定連結欠損金個別帰属額（当該各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額に係る損金算入額がある場合には、当該損金算入額のうち当該特定連結欠損金個別帰属額に達するまでの金額を控除した金額）のうち当該欠損連結事業年度において生じた金額（同号の残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、当該金額を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

三　第二項第三号に掲げる場合　第三項第一号イに掲げる金額

四　第二項第五号に掲げる場合　同号に定める金額のうち当該欠損連結事業年度において生じた特定連結欠損金個別帰属額に達するまでの金額

第二編第一章の二第一節第七款を削る。

第百五十五条の二十一の二第一項中「第百十三条の二第七項」を「第百十三条の二第六項」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、同条第二項中「第八十一条の九の二第一項に規定する政令」を「次に掲げる連結子法人」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「法第八十一条の九第二項第一号に規定する最初連結親法人事業年度（第十項において「最初連結親法人事業年度」という。）開始の日において同条第二項第二号の株式移転が行われたこと又は同日以後に」を削り、同条第四項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度（第六項第四号及び第九項第一号」を「法第八十一条の九第二項第一号に規定する最初連結事業年度（第六項第四号及び第九項第一号」に改め、「特定支配関係」の下に「（法第八十一条の十第一項に規定する特定支配関係をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五項中「第八十一条の九の二第一項に規定する政令」を「第八十一条の十第一項に規定する政令」に改め、同項第三号中「又は分割法人」を削り、「法第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する適格合併等（第五号及び第八項において「適格合併等」という。）」を「適格合併」に改め、同項第四号中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、同項第五号中「又は分割法人」を削り、「適格合併等」を「適格合併」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「第四条の二第四項」を「第四条の三第四項」に改め、同条第六項第一号中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、同項第二号中「第八十一条の九第五項」を「第八十一条の九第六項」に、「第百十三条の二第七項」を「第百十三条の二第六項」に改め、同項第三号中「第百十三条の二第六項第二号」を「第百十三条の二第五項第二号」に改め、同項第四号中「第百十三条の二第九項」を「第百十三条の二第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「第百十三条の二第十二項」を「第百十三条の二第十一項」に改め、同条第八項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「適格合併等」を「適格合併」に改め、同条第九項中「第八十一条の九の二第一項に規定する政令」を「第八十一条の十第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「（次項において「適用連結事業年度」という。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同号イを削り、同号ロ中「法第八十一条の九の二第三項に規定する最初連結親法人事業年度」を「最初連結事業年度」に改め、「。次項において同じ」を削り、「である法第八十一条の九の二第三項」を「である法第八十一条の十第四項」に、「連結子法人」を「特定連結子法人」に、「第八十一条の九第二項第一号イ」を「第八十一条の九第二項第一号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ロ　欠損等連結法人である連結親法人若しくは連結子法人と他の法人との間で法第八十一条の十第二項に規定する該当日（ロにおいて「該当日」という。）以後に当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併が行われる場合又は欠損等連結法人である連結親法人若しくは連結子法人との間に同号に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合における当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度前の各事業年度において生じた同号イに規定する未処理災害損失欠損金額

第百五十五条の二十一の二第九項第二号中「係る」の下に「法第八十一条の九第六項に規定する」を加え、「（法第八十一条の九第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第十項を削り、同条第十一項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「同項に規定する連結欠損金個別帰属額」を「同項第一号イに規定する特定連結欠損金個別帰属額並びに同号ロ及び同項第二号に規定する連結欠損金額及び連結欠損金個別帰属額」に改め、「に相当する金額」を削り、同項を同条第十項とし、第二編第一章の二第一節第六款中同条を第百五十五条の二十二とする。

第百五十五条の二十三第三項中「個別益金額を計算する場合における法第六十四条の三第三項の規定により益金の額に算入されない金額から個別損金額を計算する場合における同項の規定により損金の額に算入されない金額」を「法第六十四条の三第三項に規定する資産の同項に規定する帳簿価額から同項に規定する負債の同項に規定する帳簿価額」に改める。

第百五十五条の二十五第一号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、同法第六十八条の十四第二項」を「若しくは同法第六十八条の十四第二項」に改め、「若しくは同法第六十八条の十五第二項若しくは第三項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同条第二号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を削る。

第百五十五条の二十六第一項中「個別益金額」を「法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額」に改め、同条第二項中「から受けた」を「により支払われた」に改め、「日である場合」の下に「又は当該判定対象配当等が当該一年前の日以前に設立された法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等である場合」を加え、「受ける」を「支払われる」に、「とする」を「とし、当該判定対象配当等がその元本である株式又は出資を発行した法人からその支払に係る基準日前一年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等である場合には当該取得の日とする」に改め、同条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　適格現物分配　当該適格現物分配に係る現物分配法人

第百五十五条の二十六第五項中「第五号」を「第六号」に改め、「被現物出資法人」の下に「、被現物分配法人」を加える。